

1 省エネ法の概要

(1) 省エネ法とは

省エネ法は、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とし、1979年6月22日に制定されました。

文部科学大臣は省エネ法の主務大臣であり、文部科学省が所管する各機関に対して、指導及び助言（省エネ法第6条）、中長期計画書の受理（省エネ法第14条第1項）、定期報告の受理（省エネ法第15条第1項）等を行うこととされています。



参考：付録 P7 エネルギーの使用の合理化に関する法律・施行令・施行規則 相互対照表

① キャンパスごとの規制を導入

2002年6月の改正時に、年間3,000kℓ（原油換算）以上のエネルギーを使用する第一種エネルギー管理指定工場の指定対象が製造業等5業種から学校、病院、研究所、文化施設等を含む全業種に規制が拡大されました。また、従来から全業種を対象としていた1,500kℓ～3,000kℓ（原油換算）の第二種エネルギー管理指定工場については定期報告が義務付けられました。

② 大学（法人）全体としての規制を導入

2008年5月の改正では、キャンパスごとの規制に加え、大学（法人）単位の規制が導入されました。キャンパスごとには1,500kℓ未満であっても、複数のキャンパスを持ち、エネルギー使用量の合計量が1,500kℓ以上であれば、その大学は規制対象とされることになりました（2010年4月施行）。

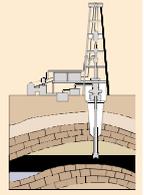
③ 省エネ法におけるエネルギーとは

エネルギーとは、一般的にはすべての燃料、熱、電気を指しますが、省エネ法におけるエネルギーとは、以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。

廃棄物からの回収エネルギーや、風力、太陽光等の再生可能エネルギーは対象となりません。

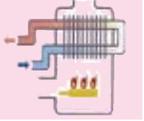
燃 料

- 原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品(ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス)
- 可燃性天然ガス
- 石炭及びコークス、その他石炭製品(コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス)
- 燃焼その他の用途(燃料電池による発電)に供するもの



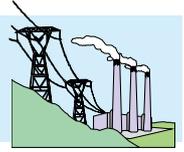
熱

- 上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水等)
- 対象とならないもの：太陽熱及び地熱等、上記の燃料を熱源としない熱であることが特定できる場合の熱



電 気

- 上記に示す燃料を起源とする電気
- 対象とならないもの：太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等、上記燃料を起源としない電気であることが特定できる場合の電気



④ 省エネ法が直接規制する分野と事業者

省エネ法が直接規制する分野としては、「工場等」「輸送」「住宅・建築物」「機械器具」の4つがありますが、大学等に関係するのは下記の2分野となります。

大学等に関係する分野

工場等 (大学等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○工場等を設置して事業を行う者 ・専ら事務所その他これに類する用途に供するもの(病院、ホテル、学校等)を設置して事業を行う者 ・それ以外の用途に供するもの(製造業等)を設置して事業を行う者
住宅・建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○建 築 時：住宅・建築物の建築主 ○増改築、大規模改修時：住宅・建築物の所有者・管理者 ○特定住宅(戸建て住宅)：住宅事業建築主

省エネ法の構成



この色で記載された項目は、平成22年4月1日施行（ただし、※は平成21年4月1日施行）を示す。

出典：改正省エネ法の概要 2010（財）省エネルギーセンター
※大学等に直接関係する部分：主として第1～3章、第5章

(2) 省エネ法の規制

① 特定事業者の義務

事業者全体（法人単位）の年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出なければなりません。届出を受けた国は、特定事業者として指定します。

 参考：付録 P48 省エネ法の手続きスケジュール

事業者全体（法人単位）の規制 （事業者全体としてのエネルギー管理）

●大規模キャンパスの大学のイメージ

◎◎大学



特定事業者として指定

●中小規模キャンパスの大学のイメージ

△△大学



特定事業者として指定

特定事業者は、下表の年間エネルギー使用量（原油換算値）1,500kℓ以上の部分に該当し、事業者全体としての義務が課せられます。

事業者全体としての義務

年間エネルギー使用量 (原油換算値)		1,500 kℓ以上	1,500kℓ 未満
事業者の区分		特定事業者（大学法人単位）	
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者 及び エネルギー管理企画推進者	
	提出すべき書類	(エネルギー管理統括者等の) 選任届	
		中長期計画書、定期報告書	
	遵守すべき事項	判断基準の遵守 (管理標準の設定、省エネルギー措置の実施等)	
事業者の目標		中長期的にみて 年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減	
行政によるチェック		指導・助言 エネルギーの使用状況に関する報告聴取・立入調査	
		判断基準の遵守 (管理標準の設定、省エネルギー措置の実施等)	

注意：上表のうち、「遵守すべき事項」と「事業者の目標」については、規模の大小にかかわらず、すべての事業者が該当します。すなわち、1,500kℓ未満の大学等についても、管理標準の設定、年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の改善の努力義務があることに注意してください。

また、キャンパスごとにも下表のとおり義務が課せられます。

特定事業者が設置するキャンパスごとの義務

キャンパスごと 年間エネルギー使用量 (原油換算)	特定事業者（大学法人単位）		
	3,000kℓ以上	1,500～3,000kℓ未満	1,500kℓ未満
キャンパス等の指定区分	第一種 エネルギー管理 指定工場等	第二種 エネルギー管理 指定工場等	指定なし
	第一種指定事業者	第二種特定事業者	—
選任すべき者	エネルギー管理員		—
提出すべき書類	選任届		—
	定期報告書		—
	(定期報告書・中長期計画書)		

※ () は特定事業者として提出すべき書類

② エネルギー管理統括者とエネルギー管理企画推進者

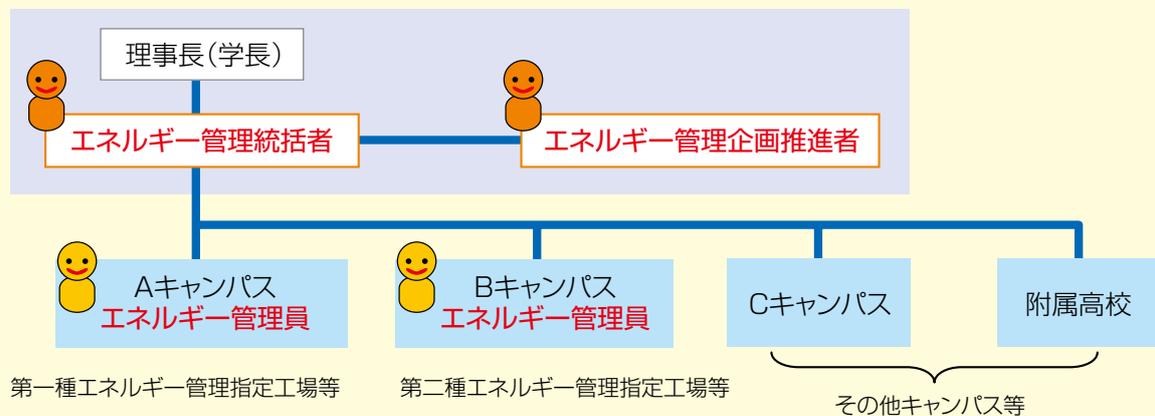
特定事業者が選任しなければならないエネルギー管理統括者等の役割と選任・資格要件は下記のとおりです。

エネルギー管理統括者等の役割と選任・資格要件

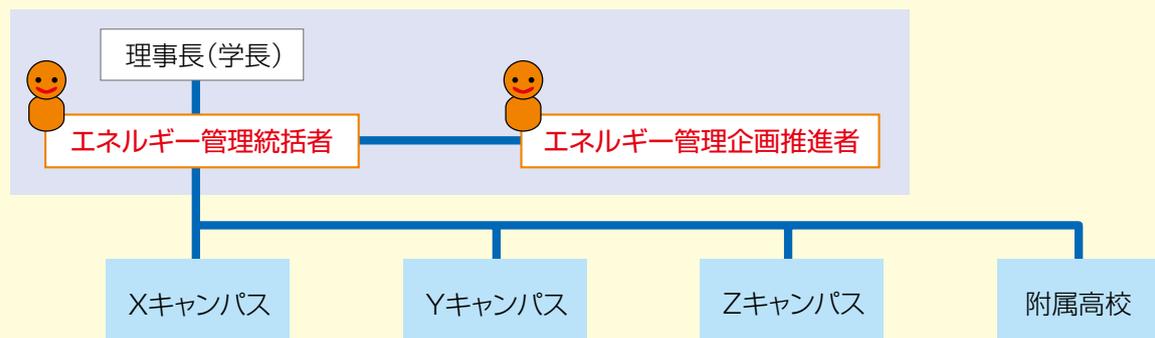
	役割		選任・資格要件
	法人単位のエネルギー管理	キャンパス単位のエネルギー管理	
エネルギー管理統括者	①経営的視点を踏まえた取組の推進 ②中長期計画のとりまとめ ③現場管理に係る企画立案、実務の統制	—	事業者（法人）全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者（例えば施設担当理事等）
エネルギー管理企画推進者	エネルギー管理統括者を実務面から補佐	—	エネルギー管理講習修了者 又は エネルギー管理士免状所有者
エネルギー管理員	—	第一種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理	
	—	第二種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理	

エネルギー管理統括者等の選任

●大規模キャンパスがある大学法人等の場合



●中小規模キャンパスの大学法人等の場合



エネルギー管理士及びエネルギー管理講習修了者

○エネルギー管理士

- ・エネルギー管理士免状の所有者をエネルギー管理士といい、エネルギー管理者として選任することができます。
- ・エネルギー管理士免状を取得するためには、
 - ① 指定試験機関が実施する「エネルギー管理士試験」に合格し、1年以上の実務経験がある者、または、
 - ② 実務経験3年以上の者で登録研修機関が実施する「エネルギー管理研修」を修了した者、のいずれかであれば免状交付申請により免状の交付を受けられます。

○エネルギー管理講習修了者

- ・指定エネルギー管理講習機関が実施するエネルギー管理講習を修了した者。エネルギー管理員として選任することができます。
- ・エネルギー管理講習の受講資格には制限がなく、誰でも受講できます。

 詳細 <http://www.eccj.or.jp/mgr1/index.html>

③ 省エネ法に基づく提出書類

・工場等（大学等を含む）に関するもの

特定事業者に義務付けられている届出書、提出書類は下記のとおりです。

名称		様式番号	届出先	届け出るべき者
エネルギー使用状況届出書		第1	①	工場等を設置する者 (1,500kℓ以上) (指定された特定事業者を除く)
エネルギー管理統括者	選任・解任届出書	第4		特定事業者
エネルギー管理企画推進者	兼任承認申請書	第3		
特定事業者	指定取消申出書	第2		
エネルギー管理員	選任・解任届出書	第7		
	兼任承認申請書	第6		
第一種エネルギー管理 指定工場等	指定取消申出書	第5		
第二種エネルギー管理 指定工場等				
中長期計画書		第8	①②	
定期報告書		第9		

届出先：①事業所の所在地を管轄する経済産業局、②文部科学省

様式：エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（経済産業省令第20号 平成21年3月31日）

 参考：付録 P48 省エネ法の手続きスケジュール

・建築物（大学等を含む）に関するもの

一定の条件を満たす建物規模の建築主に義務付けられている届出書、提出書類は下記のとおりです。

名称	様式番号	届出先	届け出るべき者
届出書	第一号	所管 行政庁	第一種特定建築物（床面積が 2,000㎡以上） 新築、改築、増築を行う者、一定規模以上の設備の修繕・模様替えを行う者 第二種特定建築物（床面積が 300㎡以上） 新築、改築、増築を行う者  P30 別表参照
変更届出書	第二号		第一種特定建築物及び第二種特定建築物を届け出た省エネルギー措置の内容を変更する者
定期報告書	第三号		第一種特定建築物及び第二種特定建築物を届け出た者（3年ごとに経過を報告する）

様式：エネルギーの使用の合理化に関する法律 第75条第1項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令（国土交通省令第2号 平成21年2月19日）

別表（特定建築物に係る届出の要件（平成 22 年 4 月施行））

1. 第一種特定建築物

(1) 建築物の新築、増築、改築

- ・ 床面積の合計が 2,000㎡以上の新築
- ・ 改築する床面積の合計が 2,000㎡以上、又は床面積の合計の 1/2 以上の改築
- ・ 床面積の合計が 2,000㎡以上の規模の増築

(2) 建築物の修繕又は模様替

種別	2,000㎡以上の修繕・模様替	2,000㎡未満の修繕・模様替
直接外気に接する屋根	無条件 (すべての修繕・模様替)	修繕・模様替の屋根の面積が、屋根全体面積の 1/2 以上の規模
直接外気に接する壁		修繕・模様替の壁の面積が、道路に接する壁と敷地境界線からの水平距離が 1.5 m を超える壁の面積の 1/2 以上の規模
直接外気に接する床		修繕・模様替の床の面積が、床全体面積の 1/2 以上の規模

(3) 空気調和設備等の設置又は改修

① 空気調和設備等の設置

- ・ 空気調和設備等の設置

② 空気調和設備の改修

種別		取替える機器の定格出力等の合計	全ての機器に対する取替える機器の定格出力等の合計	フロアすべての改修等
熱源機器	暖房用	定格出力合計が 300kW 以上	定格出力合計が全体の 1/2 以上	/
	冷房用			
ポンプ	暖房用	定格流量合計が 900 ℓ / min 以上	定格流量合計が全体の 1/2 以上	/
	冷房用			
空気調和機		定格風量合計が 60,000㎡ / h 以上	定格風量合計が全体の 1/2 以上	1 つの階に設置されているすべての取替え

③ 空気調和設備以外の改修

種別		取替える機器の定格出力等の合計	全ての機器に対する取替える機器の定格出力等の合計	フロアすべての改修等
送風機		電動機の定格出力の合計が 5.5kW 以上	電動機の定格出力が全体の 1/2 以上	/
照明設備		取替えの床面積が 2,000㎡以上	取替えの床面積が全体の 1/2 以上	1 つの階の居室に設置されているすべての取替え
給湯設備	熱源機器	定格出力合計が 200kW 以上	定格出力合計が全体の 1/2 以上	/
	配管	取替配管長さ合計が 500 m 以上	取替えの配管長さが全体の 1/2 以上	
昇降機		取替える昇降機の台数が 2 台以上	/	/

2. 第二種特定建築物

(1) 建築物の新築、増築、改築

- ・ 床面積の合計が 300㎡以上の新築
- ・ 改築する床面積の合計が 300㎡以上、かつ床面積の合計の 1/2 以上の改築
- ・ 床面積の合計が 300㎡以上、かつ増築前の床面積以上の増築

(3) エネルギーの使用の合理化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）

① 基本方針の概要

- ・エネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、必要な事項を定めたもの
- ・省エネ法第3条で規定している告示（付録 P19 参照）



省エネ法第4条では、「エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない」と規定しています。

② 基本方針で定める事項

基本方針は、以下の2つに分類されています。

- ・エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項
- ・エネルギーの使用の合理化の促進のための施策に関する基本的な事項

エネルギーを使用して事業を行う者は、次の各項目の実施を通じ、エネルギー消費原単位の改善を図ることとされています。

- ・エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組等を把握すること
- ・エネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること
- ・エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を中心として、大学等全体の総合的なエネルギー管理を実施すること
- ・エネルギーを消費する設備の設置に当たっては、エネルギー消費効率が悪く、かつ、効率的な使用が可能となるものを導入すること
- ・エネルギー消費効率の向上及び効率的な使用の観点から、既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係るエネルギーの使用の制御等の用に供する付加設備の導入を図ること
- ・エネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関し、管理標準を設定し、これに準拠した管理を行うこと
- ・エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者による及びエネルギー管理員の的確かつ十分な活用その他大学等における総合的なエネルギー管理体制の充実を図ること
- ・大学等内で利用することが困難な余剰エネルギーを大学等外で有効利用する方策について検討し、これが可能な場合にはその実現を図ること。

(4) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準

（以下「判断基準」という。）

① 判断基準の概要

- ・エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るために、具体的な基準を定めたもの
- ・省エネ法第5条で規定している告示（付録 P22 参照）

② 判断基準で定める事項

I エネルギーの使用の合理化の基準（以下「基準部分」という。）

- ・主に設備の運用強化による省エネルギー対策に関するものがまとめられ、エネルギーを使用して事業を行う者については、技術的かつ経済的に可能な範囲内において、エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図ること
- ・キャンパス単位、設備単位によるきめ細かなエネルギー管理を徹底することとされ、主要設備に関して諸基準を遵守すること

II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

(以下「目標及び措置部分」という。)

- ・施設・設備更新等による省エネルギー対策に関するものがまとめられていて、投資が必要なことから、技術的かつ経済的に可能な範囲内において、諸目標及び措置の実現に努めること
- ・エネルギー消費原単位を管理し、大学法人として又はキャンパスごとにエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均 1%以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、実現に努めること
- ・将来に向けて中長期的視点に立った計画的な取組に努めること

判断基準の区分は下記のとおり

大区分	内容	付録ページ
I 基準部分	事業者全体を俯瞰して取組む事項 ア. 事業者全体としてのエネルギー管理体制の整備 イ. 責任者の配置 ウ. 取組方針策定（新設・更新の方針、合理化の目標含む） エ. 取組方針の遵守状況の確認と（不十分な場合は）改善指示 オ. 取組方針及び遵守状況の評価手法は定期に精査 カ. 設置する工場等の所在地、エネルギー使用量の記録、更新、保管	P22
	1. 事務所（大学含む） (1) 空気調和設備、換気設備 (2) ボイラー設備、給湯設備 (3) 照明設備、昇降機及び動力設備 (4) 受変電設備、BEMS (5) 発電専用設備及びコージェネレーション設備 (6) 事務用機器、民生用機器 (7) 業務用機器 (8) その他エネルギーの使用の合理化に関する事項	P23
	2. 工場等	省略
II 目標及び措置部分	1. エネルギー消費設備 1-1 事務所（大学含む） (1) 空気調和設備 (2) 換気設備 (3) ボイラー設備 (4) 給湯設備 (5) 照明設備 (6) 昇降機 (7) BEMS (8) コージェネレーション設備 (9) 電気使用設備	P29
	1-2 工場等	省略
	2. その他事項（共通） (1) 熱エネルギーの効率的利用のための検討 (2) 余剰蒸気の活用等 (3) 未利用エネルギーの活用 (4) エネルギーの使用の合理化に関するサービス提供事業者の活用 (5) エネルギーの地域での融通 (6) エネルギーの使用の合理化に関するツールや手法の活用	P31

2 その他の省エネルギーに関連する規制

省エネルギーに関する目標や方針等は、省エネルギーに関する他の規制（地球温暖化対策の推進に関する法律、国等における温室効果ガス等の排出に配慮した契約の推進に関する法律、地方公共団体における条例等）や大学等の独自の自主規制（全私学連合の「環境自主行動計画」など）を考慮して設定します。

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）

地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題となっています。すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることから、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出抑制等を促進するための措置を講じることにより、地球温暖化対策の推進を図り、人類の福祉に貢献することを目的とし制定されました。

(2) 国等における温室効果ガス等の排出に配慮した契約の推進に関する法律

（以下「環境配慮契約法」という。）

環境配慮契約法は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責任を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的に制定されました。

(3) 地方公共団体における条例

地方公共団体においては、エネルギーの使用と密接な関係にある CO₂ 排出量の総量規制、CO₂ 排出量削減の数値目標、温暖化対策計画書の作成及び提出などを条例で定めています。



参考：付録 P49 参考 地方公共団体の条例に基づく地球温暖化対策に係る主な義務的措置一覧（平成 21 年 4 月現在）

これらの規制についても省エネ法と併せて遵守する必要があります。